

第10 その他の事項

1 県外からの志願

次の各項の少なくともひとつに該当する者で、特別な理由により本県高等学校の全日制課程及び爽風館高等学校（Ⅲ部のみを志願する者を除く）を志願する者は、出願する前に在籍又は出身中学校長を経て、入学志願許可を受けなければならない。

- ① 志願者の住所が県外にある者
- ② 保護者の住所が県外にある者
- ③ 県外の中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

(1) 申請期間

平成29年12月14日（木） ～ 平成30年1月4日（木）

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとする。ただし、申請最終日は午前9時から正午までとし、12月29日～1月3日、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。
- ・ 郵送の場合は「書留」とし、申請期間内に**必着**のこと。

(2) 申請先

大分県立高等学校志願許可審査委員会

（〒870-8503 大分市府内町3丁目10-1 大分県教育庁高校教育課内）

(3) 申請手続

① 申請者の行う手続

申請者は、次の表に示す関係書類を在籍又は出身中学校長を経て、申請期間内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出しなければならない。

大分県立高等学校入学志願許可願（様式11号の1）									
中学校長あての返信用封筒（長形3号〔23.5cm×12cm〕） （82円〔速達希望の場合は362円〕切手貼付）									
関係証明書類 <table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">転勤により転居する場合</td></tr><tr><td>・ 転勤予定証明書</td></tr><tr><td>・ 転居先が明確なもの（賃貸契約書等）</td></tr><tr><td>・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家屋新築（購入）等により転居する場合</td></tr><tr><td>・ 建築確認通知書（建築工事契約書）の写し又は売買契約書（登記簿謄本）の写し</td></tr><tr><td>・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）</td></tr><tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他の事情による場合</td></tr><tr><td>・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類</td></tr></table>	転勤により転居する場合	・ 転勤予定証明書	・ 転居先が明確なもの（賃貸契約書等）	・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）	家屋新築（購入）等により転居する場合	・ 建築確認通知書（建築工事契約書）の写し又は売買契約書（登記簿謄本）の写し	・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）	その他の事情による場合	・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類
転勤により転居する場合									
・ 転勤予定証明書									
・ 転居先が明確なもの（賃貸契約書等）									
・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）									
家屋新築（購入）等により転居する場合									
・ 建築確認通知書（建築工事契約書）の写し又は売買契約書（登記簿謄本）の写し									
・ 住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）									
その他の事情による場合									
・ 上記に準じて客観的に事実を証明できる書類									

② 中学校長の行う手続

中学校長は、①の申請者の提出書類に所定事項を記入した上で、申請期間（12月14日～1月4日）内に大分県立高等学校志願許可審査委員会に提出するものとする。

(4) 結果通知

平成30年1月15日（月）までに、在籍又は出身中学校長あてに発送する。

(5) 県外隣接地域からの志願

次表の左欄に掲げる福岡県及び熊本県の中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者が、右欄に掲げる高等学校を志願するときは、上記の記載にかかわらず、入学志願許可の手続は不要である。

県外隣接中学校	許容する高等学校
福岡県吉富町外一市中学校組合立吉富中学校 福岡県上毛町立上毛中学校	中津南・中津北 中津東
福岡県東峰村立東峰中学校	日田・日田林工 日田三隈
熊本県産山村立産山中学校 熊本県阿蘇市立一の宮中学校 熊本県阿蘇市立阿蘇中学校 熊本県阿蘇市立波野中学校 熊本県高森町立高森中学校 熊本県高森町立高森東学園義務教育学校	竹田・三重総合久住校

2 調査書及び教科学習成績一覧表

(1) 作成基準日

平成29年12月末日現在

(2) 調査書等作成について

- ① 調査書及び教科学習成績一覧表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書等作成委員会を設け、その審議を経るものとする。
- ② 調査書等作成委員会は、校長を委員長とし、教頭及び教員若干名をもって組織する。
- ③ 調査書及び教科学習成績一覧表の作成に当たっては、記入要領によること。
- ④ 調査書は、県教育委員会のホームページから入手し、所定の様式に従って作成するものとする。ただし、平成24年3月以前の卒業者は様式が異なるので留意すること。

3 入学者選抜結果の口頭による開示請求

受験者は、大分県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 開示の請求対象となる情報

- ① 推薦入試における小論文の結果、適性検査の結果及び面接の結果
- ② 一次入試の学力検査における教科別得点、その合計点及び面接の結果
- ③ 二次入試に使用した一次入試学力検査における教科別得点、その合計点、小論文の結果、適性検査の結果及び面接の結果

(2) 開示の請求対象者

受験者本人

(3) 開示の請求期間

平成30年3月12日（月）～平成30年3月30日（金）

ただし、二次入試が行われた場合は、平成30年3月19日（月）～平成30年3月30日（金）

- 受付は、全日制課程及び爽風館高等学校は午前9時から午後4時まで、爽風館高等学校を除く定時制課程は午後2時から午後6時までとする。
- 土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。

(4) 開示の請求先

受験した高等学校（分校を含む）とする。

(5) 持参するもの

受験票

- 紛失等の理由で受験票を提示できない場合は、次の①及び②を提示する。
 - ① 卒業証書又は卒業証明書
 - ② 健康保険の被保険者証又はそれに準ずる書類

(6) 開示の方法

(5)により本人であることを確認した上で、閲覧により開示する。

4 その他

高等学校長は、出願について虚偽の記載等不正の事実が判明したときは、入学許可後においても当該許可を取り消すことがある。